

平成23年第10回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年5月23日(月)
場 所 大泉学園中学校

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 委員 外松和子
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第36号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (2) 議案第37号 「練馬区立図書館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (3) 議案第38号 練馬区教育委員会における行政評価に関する規則
- (4) 議案第39号 練馬区教育委員会における附属機関等の委員の公募に関する規則
- (5) 議案第40号 練馬区教育委員会における区民意見反映制度に関する規則
- (6) 議案第41号 練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告
東日本大震災に伴う平成23年度臨海学校の中止について
平成23年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について
教科書展示会の開催について
指定管理者の指定について(練馬区立武石少年自然の家)
平成24年度の区立図書館の運営体制について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
その他

4 視察

(1) 大泉学園中学校における授業

開 会	午前	10時00分
閉 会	午後	12時30分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室 地 隆 彦
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	臼 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 5名

委員長

ただいまから平成23年第10回教育委員会定例会を開催する。

本日は、大泉学園中学校の第一音楽室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力いただき感謝する。

本日は、午後12時から授業の視察と、午後1時15分からこちらの会場において、大泉学園中学校の保護者の皆様との意見交換会を予定している。日程の進行については、各委員のご協力をお願いします。

本日は、傍聴の方が2名おいでになっている。

では、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案6件、陳情3件、教育長報告6件、視察1件である。

- (1) 議案第36号「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

初めに議案である。

- (1) 議案第36号「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

では、この案件について各委員のご意見、ご質問を伺う。

委員一同

特になし。

委員長

政令、条例、それに伴う改正ということなので、特にご意見なしということによいか。
では、議案第36号については「承認」とする。

(2) 議案第37号 「練馬区立図書館条例の一部を改正する条例」の改正について

委員長

次の議案である。議案第37号 「練馬区立図書館条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。この議案については、報告の5番が関連すると思われるので、あわせて説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

資料11の10番目の平和台と11番目の関町である。職員配置定数1名となっているが、上に説明書きがあるが、その1名が学校支援モデルとか、いろいろなニーズにこたえていくことになるのか。

光が丘図書館長

ご説明が抜けていて失礼した。平和台と関町については館長職が1名ずつあるが、事務の実施については、例えば図書の選書、学校での授業については、光が丘図書館の職員が支援をしている形になる。それから、お話し会とか、そういったところについては、こちらの窓口等業務委託の事業者さらに委託をして実施している状況である。

安藤委員

まず、1点は確認であるが、指定管理者を導入した図書館では地域に根ざした情報拠点としての展示事業や、学校支援モデル事業で良好な運営とあるが、ほかの図書館でも同じようなことはやっているという理解で構わないか。

光が丘図書館長

実際には既に取り組みもしているところであるが、即時性ということになると、南田中図書館、例えば3月11日の震災以後、即時に地震関係の本をそろえたり、そうしたレファレンス体制を整えたということになると、区としても見習わなければならない部分が多々あり、そうしたところも民間の知恵を区としても取り入れていかなければいけないところもある。

それから、学校支援モデル事業も、区のほうも一定の基準をつくって実施しているが、それに加えて、それ以上の学校側の期待にこたえている部分が大変多く見られるので、こうしたところも民間活力の成果であると考えられている。

教育長

図書館への指定管理者導入についてであるが、漏れ何うところ、今年1月の片山総務大臣の記者会見で、指定管理者について発言があったように聞いている。その中で片山総務大臣が、指定管理者制度に関連して、図書館、とりわけ学校図書館について指定管理者の導入はいいの、悪いのというご自分の私見を述べたようなことがあったと聞いているが、その辺の確認をしたい。

光が丘図書館長

指定管理者の導入については、12月28日付で総務省から8項目にわたる通知がきている。それを踏まえて、あちらの内容は指定管理者の選定方法であるとか、外部委員の導入であるとか、支払いの確保であるとか、雇用者への労働環境について配慮するように求めている通知であるが、そうしたものも踏まえて、1月5日に片山総務大臣が閣議後の記者会見の中で、指定管理者制度についてのインタビューに答えている部分がある。

内容は、この通知に関連して、指定管理者制度においてワーキングプアということが言われている。こういったことがないように適切な使い方をしなさいということで、国として指導していく考えはあるのでしょうかという問いに対して大臣が、指定管理になじまないような施設についても指定管理になっている懸念があるという中で、例えば公共図書館とか、まして学校図書館などは指定管理になじまないと私は思うんですというご発言をされた。片山大臣は鳥取県の知事であったので、その当時はご自分が行政として直営で行っていたということも踏まえて、今、指定管理者制度は国の法律で行っているものであるが、そこを変えることよりも、そうしたところも踏まえてアウトソーシングというところ、官製ワーキングプアを随分生んでしまったところを大臣が懸念をされて、そこは自治体の良識に立って指定管理を導入すべきだという発言であると理解をしている。

そうした指定管理の導入については、これまでも時の文部科学大臣とか、発言がさま

ざまあった。そうした中で、練馬区としても経営診断の導入とか、労務環境調査とか、働く人の権利、労働条件については一定の専門家の視点をもって確認してきているので、図書館としてもそうしたところを踏まえて、今回、石神井、小竹図書館でも、自分たちが実際に携わっていく上での目を養うといったところも持って委託化、指定管理化を考えているので、そういったところは練馬区としてはきちんと対応していると考えている。

天沼委員

今のご説明であるが、つまり区民の知的財産の運営管理という部分で、中核にあたるようなどう文化を創造し、区民に普及していくかという図書の選択とか、ここであるような学校支援、子供たちを支援していく部分での中核的なところは、例えば常勤の司書の資格をお持ちの方とか、これまで図書の運営にかかわってきた方にゆだねて、指定管理のほうはむしろ経営面での効率化を図っていく、あるいは公平性とか、いろいろなその他の運営がスムーズにいくようにしていくところのお手伝いをお願いするという、分け方といったらおかしいが、職務分担というか、機能の分離、分担というか、そんな形で協力して進めていくと考えたらよろしいのか。

光が丘図書館長

まさにご指摘のとおりということで、練馬区としても図書館運営の根幹の部分はきちんと守っていくという姿勢に立って、今回も導入しているところである。

教育長

南田中図書館に指定管理者を導入するときも同じような議論があった。図書館行政というのは、見方によると自治体の社会教育、生涯学習の大きなポイントになるところである。それらについて民間企業に任せていいんだらうかという話もあった。その中で、今、天沼委員がおっしゃったように、窓口サービス等々については民間に委託をしていくけれども、図書の選書等については区の職員が、つまり教育委員会の職員がやりますということで説明してきた。したがって、図書館運営について何が何でも、一から十まで民間ではいけない、あるいは区の職員ではなくてはいけない、教育委員会の者でなくてはいけないという整理は、教育委員会の中でもしてきたつもりである。

それで、今回、3館が出るが、総務大臣があえてあのような発言をしたのはどういうことだったのか。指定管理そのものが全部いけないのか。そうになると、暮れに出した通知はどのような性格なのかということである。1月5日の記者会見のときに、何であえてあの人がああいうことを言ったのか。その辺は図書館の指定管理の導入についてさまざまなお意見があるから、いろいろな意見の方から大臣の発言はどうなんだということが問われてくる可能性がある。

私たちは、天沼委員も今私もお話したように、こういうことでやっていくんですよということで説明をしていくが、一市民が言ったわけではない。総務大臣が話すわけであるから、どういう意味で言ったのか。学校図書館とは何を言っているのか。活字だけでしかわからないので、練馬区の教育委員会、または練馬区の民間の活力を生かすということについての考え方にいささかの揺るぎはないが、こういうことを言う大臣

がいるということは、どういう背景で言ってきたのかも含めて無視はできない。それだけ少しお話をしておきたい。

安藤委員

この3館を選んだ経緯というか、理由を。

光が丘図書館長

大泉および春日町については、窓口等業務委託を今もしているわけであるが、今年度が委託期間の最大3年間で、24年度から新たにどういう形にするか、委託を導入するときにも地域バランスを考えて委託を導入してきたので、結果的にこういう形になっている状況がある。

教育長

繰り返しになるが、練馬区の図書館行政については、これまでも早い段階で図書館協力員という非常勤の方を区の職員と一緒に図書館運営をしていくということで、そういう方を雇用して、区の職員と図書館協力員による図書館運営を進めてきた。その後、平成9年ごろだったと思うが、特別区全体が図書館行政について大きな転換があった。これは前に説明したが、図書司書の職の採用を中止した。それまでは図書の司書という職があった。福祉事務とか児童厚生とか医療職とか職があったが、それがなくなった。なくなったということは、特別区の図書館は専門性の高さを追求というより、区民の方により使いやすい図書館にしていく、サービスを主体とした図書館にしていくんだという大きな転換があった。

その後、ずっと区の図書館でも図書の司書の職のある人たちの数が、採用しないのでだんだん数が減ってきている。そういった経緯の中で、区では窓口のカウンター部分をまず委託していきましようということで、カウンター部分に業務委託で委託を図ってきた。だから、いつかはカウンターの委託の職員と図書館協力員と区の職員、3つの人たちが図書館を運営していた。

その後、さらに委託民営化を図るという意味で、窓口からもう少し中のほうで委託をしていくということで、これは今回、23年度運営体制で資料の下にある。去年、おとしあたりにつつきでわかりやすく、いろいろな組み合わせの図書館があるので、わかりづらいつきかなということできちんと分けながら出したということになると思うが、そういうことで各区とも図書館運営についてはいろいろな方法をとってきている。練馬区では今、内野館長が言うように、指定管理者を頭に入れながら順序立てながら委託なども図ってきた。南田中こちらは最初から職員はいないので、ゼロからスタートだからよかったが、既存の図書館はいろいろな職種の方がいるので、それらを整理して、今回の3つの図書館については24年度からなるように委託関係もそれに合わせるような形になってきた。

だから、公立図書館としての生命線はしっかり守りますよということは揺るぎないものがある。

委員長

いろいろ結果のお知らせをいただいて、理解がさらに深まったと思うが、ほかにご意見はあるか。

外松委員

いただいた参考資料の(2)の開館時間の拡大についてであるが、指定管理者の導入に伴って、駅のそばの貫井、春日町、この2つの図書館が平日の場合に開館時間が午前9時から午後9時までになるということは、区民、利用者にとって便利なこと、利便性が高まると思う。

教育長

窓口業務の委託等を図ることによって、開館時間の延長が図られてきた。

委員長

そういうメリットがありましたということで。

教育長

それからもう一点は、23年度から、これはこの前お話ししたように、区の職員の土日勤務職場から官庁執務型職場に全部変えていこうという方向があって、図書館の職員も23年4月から官庁執務型ということで、土日休みということ等もある。

委員長

ご意見、ほかに特にないか。それでは、まとめてよろしいか。
議案第37号は承認ということでは、承認とする。

- (3) 議案第38号 練馬区教育委員会における行政評価に関する規則
- (4) 議案第39号 練馬区教育委員会における附属機関等の委員の公募に関する規則
- (5) 議案第40号 練馬区教育委員会における区民意見反映制度に関する規則

委員長

次の議案である。議案第38号 練馬区教育委員会における行政評価に関する規則。この提案については次の2の議案、議案第39号 練馬区教育委員会における附属機関等の委員の公募に関する規則、議案第40号 練馬区教育委員会における区民意見反映制度に関する規則、これらも関連すると思われるので、この3つの議案についてあわせてご説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員からご意見、ご質問を伺いたい。

天沼委員

資料とただいまのご説明で趣旨はよく理解できた。今まで教育委員会として行ってきたことがそのままここにあるような、改めて規定するまでもない方針で進められてきたと思う。改めて今回、こういうふうな規則を定めるということで、明文化を図ること、もしくは規則の整理という面が強いのかなと感じた。だから、特にこの件について私は異存はない。

委員長

ほかの方、いかがか。

外松委員

私も天沼委員と同じような考えである。

1つだけご質問させていただきたいが、資料5の参考資料の別紙2、6ページの最初のところである。大きな2番からつながっているが、(1)の「前項各号に掲げる事項が緊急性を要する場合」と。そういうときには区民意見反映制度を適用を除外することができるということだと思うが、この緊急性を要する場合というのはどのような事態というか、事柄というか、基準を考えているのか、その辺をお伺いしたい。

庶務課長

具体的にこういう場合ということで、特に区長部局からお話を聞いているわけではないが、前ページの適用範囲のところを見ていただきたい。区民意見反映制度をどういうものに適用するんだということで、第3条の規定がある。この中で、(1)が区の総合的な施策に関する計画、長期総合計画とか、基本構想という中身になるのかと思っている。あるいは重要な改定。2号として、それらのほかに区の施策の基本方針または基本的な事項を定める政策の策定および重要な改定という規定がある。これは私の推測として聞いていただきたいが、例えば緊急事態、去年のような新型インフルエンザの流行に対して、区とすればどういう対策をとるんだ、基本方針をどうするんだという判断をしなければいけないという状況があった。その場合に時間を設けて、区民意見反映制度を適用するというのはなかなか難しいのではないか。そういう緊急な事態の場合には、この区民意見反映制度を適用しないでもいいという考え方なんだろうと思っている。

委員長

ほかにご質問、ご意見あるか。

私から質問させていただきたい。今まで、昨年度、その前の年と事務事業の点検評価をさせていただきましたが、そのことについてこのように明文化されたことによって、何か変更するとか、拘束されるとか、その点はあるのか。

庶務課長

教育委員会という執行機関だけでとらえると、実は今、委員長が言われたとおり、教育委員会は地教行法の法律の規定で、それぞれ所管する事業の点検評価を行われなければならないという規定があって、法律の根拠がある。そういう意味でいえば、区長部局とは少し立場が違うというか、法の規定が違っている部分がある。今回の推進基本条例は、教育委員会ということよりも練馬区全体として行政評価を条例の規定でやりなさい。そういうことをある意味でいうと、執行機関に義務づけた。それに基づいて、教育委員会も一執行機関として練馬区の立場としてやる。例年行っている点検評価は、これとは別個のいわば地教行法の法律に基づく点検評価ということであって、実は両方、ある意味においてやらなければいけないという一方は条例の規定で、一方は法律の規定でなければいけない状況になっている。ただ、その際に、ある意味で同様の事務事業あるいは施策の評価であるので、教育委員会としては地教行法の法に基づく点検評価については、区で実施する行政評価をベースにやりましょうという考え方を決めてやっているもので、なるべく二重にならないようにということでこれまでもやっているし、これからもこの条例あるいは規則ができたとしても、基本的な考え方は変えなくてもいいのかと事務局とすれば考えるところである。

教育長

今のお話では、区によっては区の行政評価があるから、それを教育委員会に当てはめている区もある。二度手間ということで両方やらない。練馬区は最初から、今、阿形参事が言ったように、地教行法であるわけだから、区長部局とは違ふと。違ふ目で見ることがあるだろうということで、両方やっている。だから、自治体によっては、それぞれやり方が違っている。

委員長

それでは、ほかにご意見、ご質問あるか。

教育長

教育委員会の中の附属機関はどんなものがあるか教えてほしい。

庶務課長

資料4の附属機関等、「等」と言い方をしている、資料4の参考資料を見ていただきたいと思うが、附属機関等の会議の公開等という、第21条で附属機関に準ずる懇談会、協議会等ということも附属機関等と言っている。附属機関等は条例で決めるという規定があり、練馬区教育委員会の附属機関とすれば、美術館運営協議会、公民館の運営審議会等が附属機関の位置づけになるかと思う。さらに、この準ずる懇談会、協議会ということであるという、それぞれ計画を定める際の検討委員会とか、懇談会がそれに該当するのとかと思っている。

委員長

ほか、いかがか。よろいしか。

それでは、議案第38号、39号、40号は「承認」とする。

(6) 議案第41号 練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則

委員長

次の議案である。議案第41号 練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則。
この議案について説明をお願いする。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

各委員からのご意見、ご質問を伺う。

外松委員

今、お話を伺って、大変すっきりとした形によろしく整ったのかなと思う。練馬区の多くの方々の長年にわたる努力が実を結んで、すべての小学校に学校応援団が設置されたことで、このように整った体制でいろいろな学校の施設を活用していくことができるというふうに至ったのだらうと、ほんとうに長い年月かかってここまで来たという思いもある。

そうすると、また別な面から考えると、この改正にいくということは応援団の持つ力というか、応援団が運営面等で大変重要な役割を担っていくことに逆になってくるかと思う。だから、もちろんそうやっていっちゃることと思うが、今後ますます応援団のリーダーの方というか、その辺に携わる方々の養成とか研修等の充実を今後よろしくお願いしたい。よろしく願います。

生涯学習課長

ご意見のとおり、応援団は今年の3月につくられたばかりである。まだまだできたばかりということで、運営に関してさまざまな課題が出てきている。私どものほうでも研修等を定期的実施しているが、さらに充実を図りながらよりよい運営ができるように力を注いでいけるかと思っている。

天沼委員

これまでの諸規則を改廃して、新しく一本化するということだが、参考資料に表立てで第3条関係というふうにとまとめているものがあるが、こんなふうなものが新たな規則の条例の中に記載されて、改めて適用されるようになるのかなと思うが、いかがか。

生涯学習課長

これまでもそれぞれの事業については実施していた事業である。例えばひろば事業から開放事業については、小学校においては学校応援団にこれから一本化で委託をしていく形になるが、それ以外でも、例えば初めてこの規則に言葉として入れさせていただいたのが、学校施設活用事業、地域教育資源活用事業と。これとは別に学校応援団の設置に関する規則というのがあるが、その中で学校応援団が実施することができる事業ということで入れさせていただいたものである。学校施設を活用して、さまざまなイベント事業等を地域、子供たちのために行うことができるというもの、また地域教育資源活用事業が地域の人材を生かしながら、地域、子供たちのために事業を行うことができるという事業である。これもあわせて入れさせていただいて、これらの事業を現在のところ、小学校では学校応援団、中学校では開放運営委員会がそれぞれ実施していくことになる。

委員長

ほかにありますか。

安藤委員

参考資料の3ページ目の(2)改正する規則のところの別表2の使用料減額し、または免除することができる場合の欄を次のように改める。練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則に規定する事業を個人で利用するときとなっている。これは減額または免除という区分けみたいなものはこの規則の中には入らないのか、それとも別に細則みたいなものがあるのか。

生涯学習課長

こちらの別表のこの部分については、すべて免除という規定になっている。別表2で使用料の減額・免除というもとの規則のほうでは一覧表が入っているが、その中の免除にあたる部分の項がこの2項である。個人で利用する場合には、すべて免除ということになる。

安藤委員

別表2はここにはないのか。

生涯学習課長

はい。練馬区立学校設備使用条例施行規則という規則が別にあって、今回、お手元にはお配りしていない。その中に定められている別表2である。

委員長

では、私のほうから1つ。外松委員がおっしゃっていたように、ここに整理・統合するまでにはそれぞれの事業の長い歴史があるので、とてもご苦労があったかなと思うが、このように整理されたことは大変望ましいと思っている。もと学校にいたので気になっているのが、学校が管理している施設・設備を貸し出すということについて、かなり学校関係者が事務的な部分とか、運営にもかかわる形を随分とってきたかなと思うが、こ

のように整理・統合されたことによって、そういった面が軽減されるというか、もう少しすっきりしたというか、そのようなメリットは具体的にはあるのか。

生涯学習課長

これまでも学校設備に関しては、各学校によって若干対応が違うかと思っている。今のところ、生涯学習課の中でこの開放事業、ひろば事業等を行っているので、そこに直接かかわる設備・備品等に関しては、生涯学習課のほうで対応しているというのが基本である。ただし、例えば学校の体育館のように授業の中でも同じ種目で使っていると、そういったものに関してはこれまた学校と協議をしながら対応させていただく形になってくるので、それに関して直接的に学校の負担が極端に減るとか、そういったメリットはあまり出てこないかなという状況である。

委員長

それにしても、このように窓口が一本化に近くなってきたということは、いろいろな意味で合理的になってくるかと思う。

ほかの委員の方、ご意見あるか。

天沼委員

これまでも学校は学校応援団の方に大変お世話になってきているが、このプール開放事業以外はすべて学校応援団の方に委託をお願いするということなので、いろいろな方をお願いしなければならなくなるので、そういった面での手配などもこれから非常に大変だと思う。それが1つ。

もう一つは、利用者の中に保護者もいるが、子供たちももしかすると含まれてくるかなど。そういったときに安全に利用できるような工夫もこれからはますます必要になってくのではないかと思うが、その辺のところもぜひ気をつけて運営していただきたい。多くの方が利用するようになると、皆さんいい方ばかりというか、子供のことをきちんと心得てくださる方も中には大勢いらっしゃると思う。中には我々が使うから、子供はあっちへやってみたいな、そういうふうな言い方はまずいかもしれないが、安全にみんなが使えるように工夫していただければと思っている。

生涯学習課長

開放事業にしても、これまでも校庭開放だと昭和50年から始めている事業である。50年、51年、52年、53年とそれぞれ開放が毎年一つずつ増えてきた、そういう流れの中でできてきた事業で、相当歴史もある。その中で、安全を確保するために指導員も置きながら、開放運営委員会がこれまでやってきてくれた。それがそのまま流れをくみ、それを学校応援団という名前で一緒にひろば事業もあわせてやっている形になる。スタッフの充実、資質の向上は引き続き対応をとっていかねばいけないと考えているので、私どもとしても応援団の研修等については充実を図っていこうというところである。

安藤委員

私は実際に開放事業にかかわらせていただいているが、一本化することによって合理的になったと同時に、フットワークも軽く、開放事業が行えるようになったのではないかというきがする。それも各小学校の地域性で、必ずしもそういうふうにはいかない学校もあると思うので、教育委員会としてもできるだけバックアップをしていただけないかなと思う。感想である。

委員長

それでは、ほかにご意見がないようなので、議案第41号については承認でよろしいか。それでは、議案第41号は「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。

平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。それでは、陳情第4号は継続とする。

- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
(3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書、また、その次の陳情案件、平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書、この2件の陳情案件については大震災を契機として、災害対策について、現在、練馬区全体として検討していくと言っている。その方向性を今後見きわめながら審議を進めたいと思うので、本日は継続としたいと思うが、いかがか。よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第3号、第4号はいずれも継続とする。

- (1) 教育長報告
東日本大震災に伴う平成23年度臨海学校の中止について

平成23年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要について
教科書展示会の開催について
指定管理者の指定について（練馬区立武石少年自然の家）
平成24年度の区立図書館の運営体制について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
その他

委員長

次に教育長報告である。

教育長

本日は、東日本大震災に伴い、今年の臨海学校の中止について、また練馬区立中学校の海外派遣の概要、教科書展示会の開催、武石少年自然の家の指定管理者の指定についてそれぞれご報告させていただく。

委員長

それでは、報告 について願います。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

教育長

その他について説明してほしい。

庶務課長

その他、24年度の臨海学校ということで、来年度の臨海学校についてということで、そこに括弧して書いている。来年度の臨海学校の実施では、本年度参加できなかった中学校1年生の参加も含めて検討するというので、今年の中学校1年生は臨海学校に参加する機会がなくなってしまったので、来年度については物理的な制約等もあるが、中学校2年生と1年生、両方の希望をとって、参加実施ができないだろうかということを検討していきたいと思っている。

(2)としては、臨海学校とあわせて林間学校も夏休みの期間中に実施しているが、実態とすれば林間学校は部活動の合宿ということで、6校くらい、10校弱の学校が毎年参加している状況である。本年度は対策委員会等の意見もあり、この林間学校の枠を広げて、場合によっては中学校1年生の参加という形でできないだろうかということで、枠を広げたところがある。ただ、各中学校のほうでそれぞれご検討いただいている状況

であるが、幾つかの学校ではそういう検討をしたそうだが、例年やっていることを変えるのはなかなか難しいということで、今年の特設学校は例年と同様に多少多い学校の部活動の夏合宿という形になるのかなど。今、このような状況である。

(3)の23区の特設学校、中学生が対象であるが、この特設学校を実施している区は4区あり、しかも遠泳というのほどこもやっていない。ある意味で練馬区だけの非常に特徴的な事業である。

天沼委員

今の3番目の23区での特徴、特に遠泳を取り入れているのは練馬区だけというのは区の特徴的な事業なので、これは今回、やむを得ず中止ということだが、また遠泳ができるようになり、特設学校が再開されたら、やっていただきたい。

委員長

今回の状況からいって、この措置は仕方がない、ご説明のとおりだと私も思う。中止に伴う代替措置もきちんと考えていただいているので、保護者の方や子供たちも納得していただけるのかなど私は感じた。

それでは、報告の2番についてお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見やご質問があったらお願いします。

外松委員

この目的に書かれているように、練馬区が行っている区立中学校生徒の海外派遣というのは大変すばらしい事業だと思って、きっと日本に帰国してきたときには、ご家族の方はお子さんの顔つきが違っているという実感を持てるような、そのぐらいすばらしい経験を中学生たちはしてくる事業だと思う。教育というのは即効性がないものなので、即効性は全く求めないが、本区で行っているこの事業が、派遣した生徒たちに一体どんなふうにいるのか知ることができたらほんとうにいいなというのが希望である。個人情報等もあって、なかなか難しいかと思うが、例えば成人した二十歳とか、節目の25歳とか30歳くらいのときに、参加した中学生たちにこの経験を経て物の考え方とか、生き方とか、海外派遣の経験がどのようにかかわっているかということを委員会に知らせてもらうことができればうれしいと思っている。特にどの方法がいいかというのはないが、その辺を折があったらご検討いただけたらいいと考えている。

教育指導課長

実は昨年度、海外派遣を終了してから、今、外松委員がおっしゃったようなことで、二十歳、30歳、この派遣団の経験者の方、今、連絡が全部つくわけではないが、連絡

がつく範囲でこちらから一定のアンケートを配布し、その後の状況について確認をさせていただいた。帰ってきた方々のご意見としては、この海外派遣が後々の自分の生き方にかなり影響しているというご回答をたくさんいただいた。この派遣をして、国際貢献であるとか、そういったことを真剣に考えるようになったというご意見もあった。これと直結してそういう仕事を選んだという方についてはそれほど多くはなかったが、その考え方を持って、もう一度外国へ足を運んでみたというご回答の方もいた。いずれにしても、この派遣団が一つ自分のその後の人生の物の考え方において一定の変化を与えたということについては、そのアンケートでうかがい知ることができた。今年度もこの派遣団の成果を生徒にも期待できるのではないかと考えている。

委員長

感性の豊かな年のころに得がたい経験ができる大変すばらしい事業だと思う。人の命を預かって行動するということはとても大変である。まして国外に68名の生徒を引率するということはほんとうに緊張の連続だと思う。よろしくお願ひしたい。

天沼委員

それからもう一つ、送り出すご父兄の皆さんにも感謝申し上げたい。今回、急遽予定変更ということで、ゴールドコーストの市内ホテルに1泊することや、ゴールドコースト空港からケアンズへ飛行機で移動するということが、費用負担が若干増えているのではないかとと思うので、そういう面でもご父兄の方々のご理解、ご協力あつてのことだと思つるので、感謝申し上げます。

教育指導課長

特に生徒の負担においては、今回そういう経由をしているが、費用面では負担はない。ただ、確かに時間がかかっているところがあつて、その部分においては若干生徒の負担はかかっていると思つている。

教育長

費用は1人4万円は負担しているから、そのお金はかかる。全体は膨らんでも、区なので、行く生徒の負担額は変わらない。

天沼委員

そうすると、こういったホテルを利用する、空港内を動き回るといふ安全面での配慮は出てくる。なれない土地で、空港なのでいろいろな方々が集まっている場所で、そういう部分での緊張が求められるかと思つる。費用負担はないということだが、安全に気をつけていただきたい。

外松委員

引率の先生方は大変かもしれないがよろしくお願ひする。

天沼委員

オーストラリアとかは治安の部分でホテルや空港はどうか。

教育長

心配ない。しかし心配ないと言っても何があるかわからないから。ただ、子供たちも練馬区の代表として行っているという自覚を持っているので、アメリカも含めて過去22回行っているが、そういう事件は起きていないが、安全・安心というのは第一である。無事に連れて帰ってくるのが我々教育委員会の役目である。行っている間は何か起きるのか心配する。

それで、過去にはオーストラリアの一部の人から、第二次世界大戦で当時の軍隊がオーストラリアのシドニーのほうに行っている、そういうことから、日本人に対して敵ということで発言をした人もいる。言われた子もいる。ただ、それに対してはイプスウィッチの市長をはじめ市の当局の方は、友好のために来ている子供たちに言ったことに対して非常に悲しいことだということで涙を流したりしてくれた。どこの国にも過去にいろいろなことがあったと思うが、まだ忘れていない人もたくさんいるということ子供たちも気持ちの中では忘れない。

外松委員

ほんとうにいろいろな経験ができる。

委員長

それでは、報告の3番についてお願いします。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

それでは、ご意見、ご質問をお願いします。

外松委員

初歩的な質問であるが、法定展示会と特別展示会はどのように違うのか。

総合教育センター所長

法定展示会は、まさに教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づいて、採択がえがある年もない年も毎年行うものである。それはその年に使っている教科書を展示するという形である。特別展示会のほうは東京都独自のルールであって、採択がえがある年のみ法定展示会の日数にプラスして10日間実施するものである。そのため、昨年度、小学校は教科書採択がえがあったので、昨年度も特別展示会と法定展示会を実施した。

委員長

ほかにご質問、ご意見はないか。
ないようであるので、報告の4番について願います。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を願います。

天沼委員

今の審査結果だが、ほとんど8割、9割、10割こういうのがあって、かなり良好と
いうか、いい結果があらわれていると思うので、引き続きそちらのほうで願ってよ
ろしいかと思っている。

委員長

ほかの方、よろしいか。
それでは、次にその他報告があれば願いたい。

学校教育部参事

資料12を願います。練馬区教育委員会講演名義等使用承認事業、平成23年5月
実施事業追加分と6月実施事業分、5月18日現在のものである。お目通しいただけれ
ばと思う。

委員長

お目通しく下さいということによろしいか。

委員一同

はい。

委員長

その他で報告があれば。

新しい学校づくり担当課長

小中一貫・連携教育推進検討会の設置について、前回5月9日の教育委員会で報告さ
せていただいたところであるが、委員の変更があったので、口頭でご報告させていただ
く。小学校の副校長会から推薦させていただいている委員について変更したいという話
があり、練馬第三小学校の入山祐豪副校長から向山小学校の難波明夫副校長に変更にな
った。

なお、難波副校長については、5月17日に第1回検討会を既に開催しているが、第
1回から委員として検討に加わっていただいている。

報告は以上である。

委員長

何かご意見はあるか。よろしいか。
そのほかにも報告があればまたお願いする。

総合教育センター所長

本年2月7日の当議会でご報告した(仮称)学校教育支援センターの整備に伴う説明会であるが、3月14日と19日に予定していたところ、東日本大震災の影響により延期としていた。このたび改めて6月23日木曜日夜間と25日土曜日午前に開催することとした。説明会の会場は日光二小と同一敷地内の光が丘第一中学校の会議室で行う。また、6月1日の区報、ホームページ等で周知する。

私からの報告は以上である。

委員長

質問、ご意見はあるか。
それでは、そのほかにも報告があればお願いする。

事務局

特になし。

委員長

では、この後は授業の視察となる。定例会は視察の終了をもって終了とする。